

## 建築士事務所の登録有効期限延長についてのお知らせ

令和元年台風19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）により、令和元年台風第19号による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第3条に基づく行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（令和元年10月10日以降に満了する許可等の有効期限の延長）が適用されることになりました。

### （1）概要（建築士事務所の登録有効期限延長の適用）

建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録は、同条第2項の規定により有効期間が登録の日から起算して5年とされているところ、特措法第3条第1項の規定により、特定被災地域内※に建築士事務所を有する者の登録のうち、その登録有効期限が令和元年10月10日～令和2年3月30日の間に到来するものについては、その期限が令和2年3月31日までに延長されることになりました。

#### ※特定被災地域

令和元年台風19号に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域

### （2）特措法対象の建築士事務所及び延長後の登録有効期限

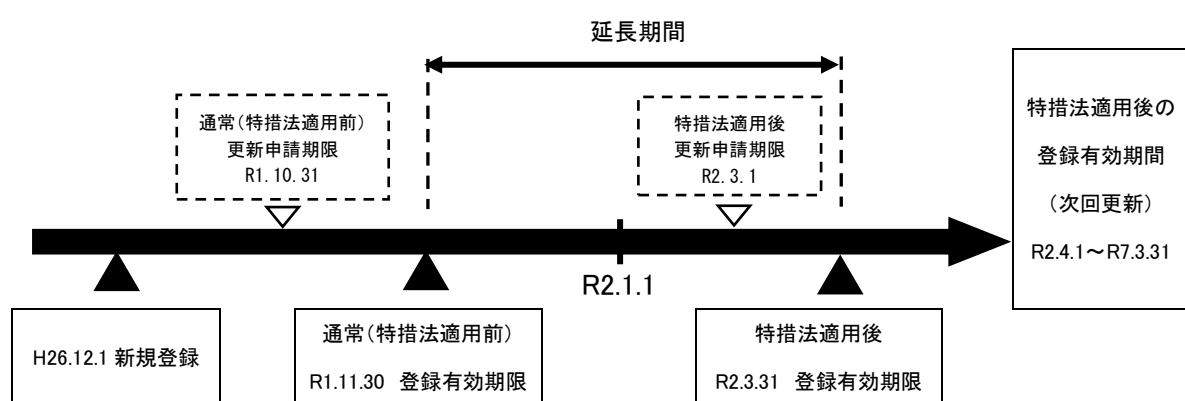
以下の要件①及び②を満たす建築士事務所は、一律に登録有効期限が令和2年3月31日まで延長されています。

なお、更新の「申請」期限ではありません。更新の「申請」は、建築士法施行規則第18条により30日前（令和2年3月1日）までに必要となりますのでご注意ください。

- ① 令和元年10月10日～令和2年3月30日の間に登録有効期限が到来する事務所
- ② 令和元年10月10日時点で令和元年台風19号による災害救助法が適用された区域に存する事務所（埼玉県内の適用区域は裏面を参照）

【イメージ図：令和元年11月30日が登録有効期限の建築士事務所の場合】

（登録有効期間：平成26年12月1日～令和元年11月30日）



※対象区域内の建築士事務所は、一律に登録有効期限が令和2年3月31日となります。

そのため、更新後の始期もあわせて、一律に令和2年4月1日からとなります。

**埼玉県内の災害救助法適用区域（特定被災地域）****※令和元年10月28日時点 48市町村全域**

No	市町村
1	さいたま市
2	川越市
3	川口市
4	行田市
5	所沢市
6	朝霞市
7	志木市
8	和光市
9	新座市
10	ふじみ野市
11	鶴ヶ島市
12	三芳町
13	上里町
14	熊谷市
15	秩父市
16	飯能市
17	本庄市
18	東松山市
19	狭山市
20	深谷市
21	入間市
22	坂戸市
23	日高市
24	春日部市

No	市町村
25	上尾市
26	越谷市
27	蕨市
28	戸田市
29	桶川市
30	八潮市
31	富士見市
32	毛呂山町
33	越生町
34	滑川町
35	嵐山町
36	小川町
37	川島町
38	吉見町
39	鳩山町
40	ときがわ町
41	横瀬町
42	皆野町
43	長瀨町
44	小鹿野町
45	東秩父村
46	美里町
47	神川町
48	寄居町

**【お問合せ先】**

○埼玉県都市整備部建築安全課

総務・監察担当

TEL : 048-830-5515